

第 1 5 1 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条を次のように改める。

（使用料等の不還付）

第 2 0 条 既納の使用料、占用料及び予納金は還付しない。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、その一部又は全部を還付することができる。

（１） 占用者又は使用者の責に帰さない理由により、使用不能となったとき。

（２） 占用者が規則で定める日までに占用の取消しを申し出たとき
又は使用者が規則で定める日までに使用の取消しを申し出たとき。

（３） その他区長が還付を適当と認めたとき。

2 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、その一部又は全部を還付することができる。

（１） 使用者の責に帰さない理由により、使用不能となったとき。

（２） 使用者が規則で定める日までに使用の取消しを申し出たとき。

付 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

使用料等の還付に係る申出の期限を緩和するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。